

東区自治協議会部会設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき東区自治協議会（以下「協議会」という。）において部会を設置する場合の運営その他必要事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるものとする。

（1）第1部会「市民協働部門」

コミュニティ（地域活動・市民活動）、防犯・防災・交通安全、行政運営、その他協議会が認めた事項。

（2）第2部会「福祉・教育・文化部門」

福祉・子育て、教育・生涯学習、文化・スポーツ、その他協議会が認めた事項。

（3）第3部会「産業・環境部門」

商工業・農業・観光、住環境（公害・ゴミ・公園・下水）、都市交通・都市景観・自然環境、その他協議会が認めた事項。

2 協議会の委員は、前項各号いずれか1つの部会へ所属する。

3 協議会が必要と認めるときは、第1項各号のほか、特定の議事を審議するため、特別部会を置くことができる。

4 前項に規定する特別部会の委員構成は、協議会が定める。

（設置期間）

第3条 設置された部会の活動期間は、委員の任期満了までとする。

（委員構成）

第4条 部会の委員構成は、委員の中から原則として1部会あたり10人程度を選任する。

2 部会の設置が複数となった場合には、審議の専門性や継続性の観点から、部会間において可能な限り委員の重複を避けるものとする。ただし、協議会が認めた場合はその限りでない。

（選任）

第5条 部会委員の選任方法は、原則立候補とし、立候補者が多数の場合には事務局が調整を行う。

2 調整がつかない場合は、抽選を行い決定する。

（部会の会長等）

第6条 部会委員の互選により部会長を選出し、部会長は会議の議長となる。

2 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第7条 部会の会議は、開催の必要に応じて適宜、部会長が召集するものとする。

（審議方法）

第8条 部会長は部会での審議の状況を協議会へ随時報告するものとし、協議会の承認を得ることにより当該審議の結果を協議会の意見とする。

(会議の公開)

第9条 部会の会議は、公開で行うものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会運営その他必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。